

確定申告書の窓口配布を 1 月 20 日(月)から行います

●配布場所

市役所税務課・各公民館（中央・郷州・高野・北守谷）・文化会館・保健センター

よくある質問にお答えします

Q 収入は年金のみで 400 万円以下です。申告する必要がありますか？

A 平成 23 年分の確定申告から、公的年金の収入が 400 万円以下で、公的年金以外の所得が 20 万円以下の場合には確定申告が不要になりました。

ただし、この場合であっても、所得税が源泉徴収されていれば、医療費控除や生命保険料控除等を申告することによって還付が受けられる場合があります。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税の確定申告が不要であるかの自動判定を行うことができます。確定申告しない場合、市民税・県民税については年金の支払機関から市へ提出された年金支払報告書の内容で課税しますので、年金天引きされている社会保険料や扶養親族等申告書で申告した扶養親族以外の控除を追加される方は市民税・県民税申告が必要です。

Q 医療費を支払ったのですが、医療費控除を受けられますか？

A 本人または生計が同一の家族のために医療費を支払った場合には、医療費控除（最高 200 万円）として所得から差し引くことができます。ただし、支払った医療費の額が 10 万円（所得が 200 万円以下の方は所得の 5%）以上が対象です。

医療費控除を申告することにより、源泉徴収された所得税から還付されるか、納付する所得税が減額になります（所得税を納付していない場合は、還付はありません）。また、市民税・県民税の算出にも適用され、納付する市民税・県民税が減額になります（税の還付ですので、医療費が戻ってくるわけではありません）。計算例や領収書のまとめ方などの詳細を市ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

税務署からのお知らせ

●送付・問合先 竜ヶ崎税務署 ☎ 0297-66-1303（自動音声案内）
〒 301-8601 龍ヶ崎市川原代町 1182-5

確定申告用紙の送付について

確定申告用紙は、1 月下旬に送付予定です。前年の申告方法または申告内容によっては、①確定申告用紙に代えて、e-Tax の利用者識別番号・予定納税額等を記載した「お知らせはがき（通知書）」が送付される場合、または②確定申告用紙もお知らせはがき（通知書）も送付されない場合があります。

—確定申告はお早めに、納税は期限内に—

・所得税および復興特別所得税

2 月 17 日(月)～ 3 月 17 日(月)（納期限も同日まで、振替納付日 4 月 22 日(火)）

※還付申告は 1 月 6 日(月)～

・贈与税

2 月 3 日(月)～ 3 月 17 日(月)（納期限も同日まで、贈与税は振替納税はできません）

・消費税

1 月 6 日(月)～ 3 月 31 日(月)（納期限も同日まで、振替納付日 4 月 24 日(木)）

*平日以外でも 2 月 23 日(日)と 3 月 2 日(日)に限り、確定申告用紙の配布、確定申告の相談、申告書の受付および納付相談を行います（現金納付の窓口業務は行いません）。

*納税は「便利・安全・確実」な振替納税をご利用ください。

*申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出が可能です。